

ものづくり産業分野人材確保支援事業 道外人材確保支援補助金

ものづくり企業の人材確保を応援します！

北海道では、ものづくり企業の人材確保を図るため、対象企業が道外在住の求職者と道外で面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費の一部を助成します。

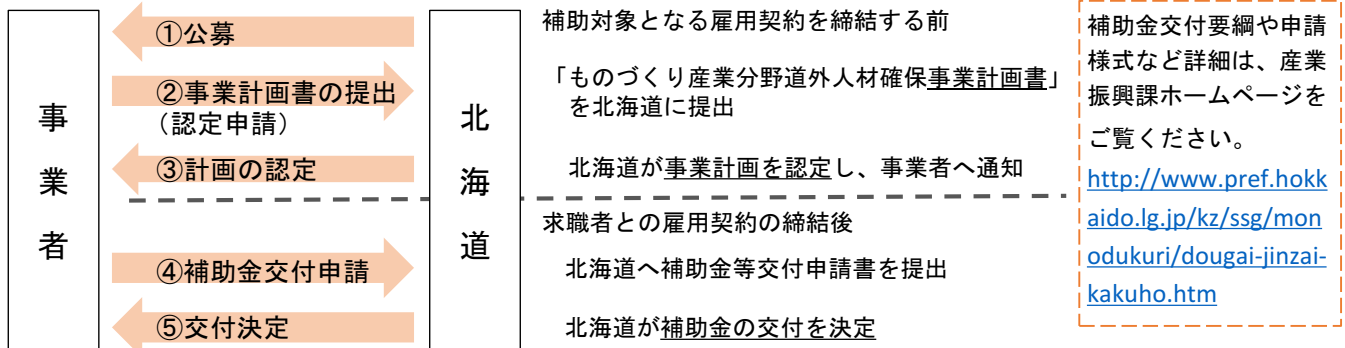
補助対象者 次の指定主要業種又は指定関連業種の事業者であること。
(主要業種・関連業種に該当する事業活動を行っていること)

指定主要業種	指定関連業種
輸送用機械器具製造業 (E31)	繊維工業 (E11)、化学工業 (E16)、プラスチック製品製造業 (E18)、ゴム製品製造 (E19)
電子部品・デバイス電子回路製造業 (E28)	情報通信機械器具製造業 (E30)、通信業 (G37)
電気機械器具製造業 (E29)	金属製品製造業 (E24)

補助対象事業、補助率、補助対象経費、上限額

補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に正社員として雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。 2 雇用契約にあつては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。 4 週2日(4週8休)以上の休日을設けていること。	補助対象経費の1/2以内	事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費	雇用契約を締結した者1名につき5万円以内(通算限度額は、1事業者につき10万円) (補助額は千円未満切り捨て)

計画・補助金申請までの流れ



お問い合わせ及び提出先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 担当：鈴木
TEL：011-204-5323 FAX：011-232-2139
E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

